

令和6年度第4回環境審議会 議事録

招集の期日	令和7年1月9日（木）	
開催の場所	あけぼのビル 501会議室 （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	1月9日 午後2時30分
	閉会	1月9日 午後3時52分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事 諮問事項：埼玉県環境基本計画の変更について		
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 16人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
小川 順子	(一財)日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
柳沼 薫	(公財)埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員
戸山 芳夫	(一社)埼玉県猟友会 理事 総務委員長
宮崎 吾一	埼玉県議会議員
浅井 明	埼玉県議会議員
野本 怜子	埼玉県議会議員
井原 康哲	一般公募
橋本 容子	一般公募

欠席委員 4人

高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
原 美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 准教授
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
香川 武文	志木市長

第4回 埼玉県環境審議会

令和7年1月9日（木）

午後 2時30分開会

○司会（中山） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第4回環境審議会を開会いたします。

私、本日、司会を務めさせていただきます、埼玉県環境部環境政策課副課長の中山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、こちらの会場とオンラインの併用による開催となっております。今回は、オンライン参加の委員とウェブ傍聴の希望者がおりますので、御留意ください。また、オンライン上で顔が見切れてしまうということから、県職員は着座のまま発言させていただきますので御了承ください。

では、最初に資料の確認をいたします。委員の皆様には直前となり恐縮ですが、事前に送らせていただいております。また、会場の委員の皆様には、机上にお配りしております。資料ですが、まず次第のほか、議事資料として、資料1「埼玉県環境基本計画の変更について」、資料2「埼玉県環境基本計画（一部変更素案）に対する御意見と県の考え方（概要版）」です。

また、参考資料といたしまして、「埼玉県環境審議会規則」、「第16期埼玉県環境審議会委員名簿」、「席次表」、「埼玉県環境基本計画（一部変更素案）に対する御意見と県の考え方」、こちらは先ほどの議事資料2の詳細版でございます。資料は以上でございます。

電子データの資料につきましては、一式としてPDFファイルになっておりますので、併せて御確認ください。

続きまして、委員の改選について御報告します。資料の15ページ、参考資料2の委員名簿を御覧ください。芝浦工業大学大学院の平林由希子委員におかれましては、一身上の都合で辞任されました。

新たに立正大学准教授の原美登里様を埼玉県環境審議会委員に委嘱いたしましたので、御報告いたします。なお、本日は、所用により御欠席となっております。

ですので、委員数は変わらず、20名でございます。どうぞよろしくお願いたします。

また、宮崎委員におかれましては、会場参加の御予定でしたが、オンライン参加に変更となっております。

それでは、開会に当たりまして環境部長の石井から御挨拶を申し上げます。

○石井環境部長 皆様、明けましておめでとうございます。環境部長の石井でございます。

環境審議会の委員の皆様には、日頃から環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は年明け早々に審議会を開催いたしましたところ、御多忙のところ御出席をいただき、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

本日本日予定している議事は、前回に引き続き、環境施策を総合的かつ計画的に推進する埼玉県環境基本計画につきまして、本年度にローリングの予定である県の最上位計画、5か年計画が、最終目標値を既に上回っているもの、あるいは個別計画を改定しているものなどについての見直しが行われることから、これと整合を図り、一部の施策指標等を変更する案の御審議をいただきたいというふうに存

じます。

5か年計画のローリングにおける見直しの基準を踏まえまして、環境基本計画におきましては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数及び化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数の指標については、その目標値を上方修正し、また温室効果ガスの排出量削減率の指標については、既に改定している地球温暖化対策実行計画の目標値との整合を図るための見直しを行うものでございます。

御審議に当たりましては、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（中山） 続きまして、ただいま御挨拶差し上げた環境部長の石井以外の県幹部職員を紹介いたします。

環境部環境未来局長の横内でございます。

○横内環境未来局長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 環境部副部長の竹内でございます。

○竹内環境部副部長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 環境政策課長の鈴木でございます。

○鈴木環境政策課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 温暖化対策課長の山井でございます。

○山井温暖化対策課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） エネルギー環境課長の浪江でございます。

○浪江エネルギー環境課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 大気環境課長の小ノ澤でございます。

○小ノ澤大気環境課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 水環境課長の堀口でございます。

○堀口水環境課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 産業廃棄物指導課長の宮原でございます。

○宮原産業廃棄物指導課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 資源循環推進課長の尾崎でございます。

○尾崎資源循環推進課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） みどり自然課長の高橋でございます。

○高橋みどり自然課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 環境科学国際センター研究企画室長の八戸でございます。

○八戸環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 農林部森づくり課長の鈴木でございますが、本日は所用により欠席でございますので、代理として副課長の阿部が出席いたします。

○阿部森づくり課副課長 よろしくお願いたします。

○司会（中山） 以上でございます。

続きまして、本日の運営に関する注意点を御説明いたします。

会場のカメラにつきましては、川合会長を映すカメラ、「会場」という名称の委員全体を映すカメラ、応答を行う県職員を映すカメラがありますので、適宜切り替えて投影いたします。

なお、リモートで参加される家田委員、小川委員、宮崎委員におかれましては、御発言の際にはカメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。県執行部のほうは、常時カメラをオンにしておいてください。

続きまして、御発言の方法ですが、会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず挙手いただき、会長の指名を受けてから発言してください。会場出席の方は、マイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。リモート出席の方は、発言される時のみ、カメラに合わせて音声をオンにしてください。

なお、本日の会議でございますが、委員16名が現時点で御出席となっております。委員の出席が過半数に達しておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行を川合会長にお願いしたいと存じます。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、始めたいと思いますが、まず初めに温泉部会の委員を兼務していただいていた委員が辞職されましたので、新たに温泉部会の委員の指名をさせていただきます。

温泉の新たな掘削の許可等をする場合に、温泉法第32条の規定により、合議制の機関の意見を聞くこととしております。そのため、環境審議会に温泉部会を置き、知事からの諮問を受けて審議し、許可の適否を決定して答申するというものになります。環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が温泉部会委員を指名することとなっております。

委員の皆様のご専門分野や御経歴などを勘案いたしまして、新たに原委員を温泉部会委員として指名したいと思っております。本日は欠席ということではございますが、御本人に承諾いただいているところでございます。

それでは、続きまして会議の公開についてお諮りします。埼玉県環境審議会規則第9条により、会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとされております。今回は、議事の内容等を考慮しても非公開とすべき事由がなく、公開したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 それでは、会議の公開を認めます。

なお、傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて会場での傍聴も可能とすることにいたします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会(中山) 本日の傍聴者は、オンラインが7人、会場が4人です。

なお、会場の傍聴者お二方より、写真撮影の申出をいただいております。

○川合会長 傍聴者から、写真撮影、録画、録音等の申出がございました。

傍聴の際に行う写真撮影、録画、録音等については、許可なく放送、インターネットによる送信等をしないことと条件を付した上で許可することといたします。

それでは、傍聴者の方に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○川合会長 それでは、続きまして議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

佐柄木委員、そして朽木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 では、お引き受けいただきたく思います。

それでは、次第に従いまして、3、議事に入ります。

本日の議事は、諮問事項が1件です。

諮問事項、「埼玉県環境基本計画の変更について」です。本諮問事項については、本日答申する方向で議事を進めたいと思います。

それでは環境政策課長から説明をお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 それでは、環境政策課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項、「埼玉県環境基本計画の変更」について御説明いたします。前回の審議会から、ちょっと時間も空いていますことから、前回と同様の説明となりますが、改めて御説明差し上げたいと思います。

資料1を御覧ください。県の最上位計画である5か年計画の中間見直しに合わせ、同計画と整合を図ることとしている環境基本計画についても、数値目標について必要な見直しを行います。また、見直しの基準についても、5か年計画の見直し基準に準ずることとしているところでございます。具体的には、3つの指標の目標値を変更いたします。

1つ目は、温室効果ガスの排出量削減率です。目標値を24%以上から35%に引上げるものです。この変更は、地球温暖化対策に関する個別計画である県の地球温暖化対策実行計画について、令和5年2月に本審議会より答申をいただいて目標値の引上げを行ったことから、整合を取るため、環境基本計画についても、今回の見直しのタイミングで変更するものでございます。

2つ目は、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数でございます。こちらは、令和5年度末時点で最終目標値を達成したことにより、目標値を46市町村から全市町村に引き上げるものです。

3つ目は、化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数でございます。こちらは、令和4年度時点で最終目標値を達成したことにより、目標値を720事業所から1,150事業所に引き上げるものでございます。

次ページ以降に、この3指標の最新の実績の推移と前回審議会での御質問、御意見及びその回答をお示ししているところでございます。

続きまして、資料2を御覧ください。資料下のページ数で7ページとなっているところがございます。計画の変更にあたり、令和6年11月25日から12月24日まで県民コメントを実施しましたので、寄せられた御意見と県の考え方について御説明いたします。

まず、「2寄せられた意見の件数」につきましては、個人の方13名から計24件の御意見をいただきました。

続いて、「3意見の反映状況」を御覧ください。24件の御意見のうち、「B既に案で対応済のもの」が2件、「C案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの」が9件、「D意見を反映できなかったもの」が10件、「Eその他」が3件となっております。

なお、今回の計画変更には反映できませんが、令和9年度を計画初年度とする次期環境基本計画の策定に当たって参考とするものにつきましては、今回変更いたします現行計画の実施段階での参考とするものではないということとさせていただきまして、Dという整理をさせていただいているところでございます。

いただいた御意見の全文については、この後の参考資料4に取りまとめております。本日の審議会では、内容が類似する御意見等を整理しまして、県の考え方を御説明いたします。

それでは、次の8ページを御覧ください。1つ目は、温室効果ガスの排出量削減率の目標値に関する御意見です。今回の環境基本計画の変更案は、令和5年3月に改正した県の地球温暖化対策実行計画と整合を図り、目標値を設定しています。この目標については、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定することで設定しており、県をはじめ国、市町村、事業者、県民の皆様などの各主体が、協働して対策を進めていかなければ達成できない目標です。また、実行計画では、2050年の将来像として、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した埼玉」を掲げており、これはパリ協定の長期目標と方向性は同じであると認識しております。

続きまして、温室効果ガス削減目標の達成見込みや具体的な施策、達成のための施策指標設定に関する御意見です。県では、環境基本計画における個別計画として地球温暖化対策実行計画を策定しており、その中で県が実施する削減対策の内容や削減見込みについて記載しております。県の最上位計画である5か年計画では、目指すべき到達点を県民に示し、共有した上で施策に取り組むという観点から、5年間の計画期間においては、基本的には当初計画した内容を維持するとしております。5か年計画と整合を図ることとしている環境基本計画についても、今回の中間見直しに当たっては、新たな指標の追加を行わないこととしております。

なお、地球温暖化対策実行計画においては、本県の温室効果ガスの削減量のほかに、電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合など15の施策別実施目標を定めております。

次の9ページを御覧ください。続きまして、脱炭素と地域経済循環を両立する施策に関する御意見です。「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指し、県だけでなく、県民、事業者、国、市町村がワンチームとなって、脱炭素と地域経済循環の両立につながる再生可能エネルギーの普及拡大や森林の整備・保全などの対策を推進してまいります。

続きまして、再エネの積極的な導入・転換に関する御意見です。環境基本計画では、再生可能エネルギーの普及拡大を進めることとしており、県有施設への太陽光発電設備の整備を計画的に進める

とともに、市町村に対しても、域内のカーボンニュートラル社会の実現と災害時等のレジリエンス強化のために、太陽光発電設備等の導入を促進しています。また、家庭向けには、太陽光発電設備や蓄電池等の導入補助、企業に対しては太陽光発電、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入補助を行っております。さらに、太陽光発電設備等の省エネ・再エネ設備を施工する県内事業者を認定する、「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」を設け、太陽光発電設備の導入拡大を図っております。

次の10ページを御覧ください。続きまして、住宅や施設の断熱化に関する御意見です。県では、住宅については、補助制度の紹介や民間事業者と連携した普及啓発イベント等の実施を通して断熱化を進めております。また、「埼玉県環境配慮制度」を制定し、一定規模以上の建築物に「特定建築物環境配慮計画」の提出を求め、その概要を公表することで、低炭素型の建築物が正しく評価され、優良なストックとして備蓄されるよう取組を行っております。さらに、県民に対しては、断熱改修のワークショップやリーフレットを活用した普及啓発を行っております。

続きまして、各市町村への再エネ促進区域制度の導入促進に関する御意見です。県では、建築物の再エネ設備導入について、建築物省エネ法に基づく、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が活用されるように、各市町村に対し情報提供を行っております。

続きまして、県民や企業に対する環境負荷軽減のための施策に関する御意見です。県では、地球温暖化対策を着実に進めていくため、まず県民の皆様に対しては、脱炭素に向けたライフスタイルの見直しを呼びかけています。また、中小事業者に対しては、省エネ設備等の導入や省エネ診断などを進めているところです。さらに、大規模な事業所に対しては、埼玉県地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度により、事業活動に伴う温室効果ガスの削減に取り組んでいただいております。

次の11ページを御覧ください。県民への意識啓発に関する御意見です。県では、県内の全小学校に対し、地球温暖化が進む理由やその対策を分かりやすく学べる副読本を作成・配布して、授業に活用してもらっているほか、簡単なチェックシートにより、削減できたCO₂の量が計算できる「エコライフDAY&WEEK」の実施、イベント等の場を活用した「省エネ相談会」やSNSによる情報発信など、県民への普及啓発に努めております。今後も多くの県民の方に知識や取組のきっかけを届けられるような意識啓発を実施してまいります。

続きまして、気候変動の時代における環境整備に関する御意見です。御指摘のとおり、県内でも温暖化の影響と思われる現象が顕在化してきており、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための適応策の推進も重要と考えております。県の地球温暖化対策実行計画に掲げる「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現に向けて、県だけでなく、県民や事業者、国、市町村など、全ての主体と協働して対策を推進してまいります。

県民コメントに関する説明は以上となります。なお、いただいた御意見と県の考え方の全文を記載した県民コメントの結果につきましては、計画の変更案を県議会に提出する際に、県ホームページで公表することを予定しております。

以上で私からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川合会長 ご説明ありがとうございます。

この案件につきましては、前回にも審議した、その継続ということになるかと思いますが、この間に県民の皆様からいただいた御意見を吟味して、それに対する対応、また考え方などを今御説明いただいたということになるかと思いますが。

本件につきまして、委員の皆様には、事前質問があればということで事務局から御連絡いただいたかと思いますが、事前質問はございませんでした。

それでは、ただいまの御説明につきまして、各委員の皆様から、この場で御意見あるいは御質問等ございましたら挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

野本委員、お願いいたします。

○野本委員 御説明ありがとうございます。多少県民からのコメントと近くなってしまうと思うのですけれども、やっぱり企業さんと家庭からの割合でいくと、家庭が埼玉県は結構、温室効果ガスの割合が高かったと記憶しておりまして、例えば健康マイレージとかアプリで、一人一人が一日何歩歩いたかで、それが記録されていくと、その市だったり、県の優待券みたいなのがたしか頂けるという、そういうようなサービスがあったかと思いますが。あとラジオ体操、各地で行われていますけれども、そこでのシールを集めて、大分たまると、そんなに高価ではないのですけれども、自分の成果が目に見えた形で返ってくるという、そういった仕組みがあるかと思いますが。やっぱり環境に対する意識というのは、その日だけやってもしょうがないというのがあると思うのですね。継続的な取組で、意識は分かっているけれども、やっぱりできないというところもありますので、少し工夫をするのはどうかと思っておりまして、エコライフDAY&WEEKというのは、アプリに近いのかなと思うのですけれども、もう少し数字で、毎日記録することで何か成果が出るような、そういったアプリの開発とかというのはいかがかなと思うのですけれども、御意見をお願いいたします。

○川合会長 それでは、温暖化対策課長、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課からお答えいたします。

そうした御指摘のとおり、一般の家庭の県民の方に継続的な取組をしていただくというところは非常に重要だと思っております。今御指摘のあったエコライフDAY&WEEKにつきましても、以前は紙で配ってやっていたのですけれども、今はスマホでも簡単に取り組めるような、その場ですぐ何トン、何キログラム削減できますよというのが、目に見えて分かるような形に改善をさせていただいているところでございます。

アプリ等に関しましては、これまでもいろいろ検討をしたりとか、そういうことはありましたし、一部そういったような仕組みを導入した時期もあったのですけれども、今はそういう方法ではなくてというところが一つと。

あと、今アプリで言いますと、計画調整課のほうでやっているSDGsのアプリですね、あちらのほうに、エコライフDAYに取り組むと、あちらのポイントがもらえますよというような連携もしておりまして、そういった形でちょっとお得感というのは出せるのかなというところが一つと。

あと、やはり健康みたいに目に見えないものと違って、省エネというのはリアルにお金に跳ね返ってくるものなので、その辺りもリーフレット等で、LEDに替えると環境にいいですよだけではなく

て、幾らぐらいお得になりますよといったようなところも発信することによって、今度買い換えるときに、これぐらい得になるのならみたいな形で、意識啓発をしているところでございます。

以上です。

○川合会長 野本委員いかがでしょう。

○野本委員 ありがとうございます。ちなみに、そのアプリを県民のどれぐらいの方が使っているかがでしょうか。あとは、SDG s 全体の中の多分エコライフみたいな感じになるのかなと思うので、一概には直結しないのかもしれないのですが、アプリの普及率はいかがでしょうか。

○川合会長 温暖化対策課、いかがでしょうか。

○山井温暖化対策課長 SDG s のアプリの普及状況については、手元に資料を持っておりませんが、今お答えできません。申し訳ありません。

もちろんSDG s は幅広いものなので、その中の環境の部分で一つというところですので、そこがすごくきっかけとなって進んでいるというところでは、そこが全てではないとは思ってはいるのですが、そういったところでも、ちょっとおまけが付きましますよというような位置づけでやっているものでございます。申し訳ありません。

○川合会長 野本委員いかがでしょう。

○野本委員 ありがとうございます。引き続き、普及啓発をよろしく願いいたします。

○川合会長 それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 よろしく申し上げます。

今回のパブリックコメントを拝見したのですが、24件全てが温室効果ガスの排出量削減率についてでしたので、やはり県民の皆さんの関心が高い問題なのだということが分かるなと思いました。

その中で、皆さんポジティブな意見で、この24%以上から35%への引上げに賛成している、応援しているという意見が多くて、今回は温暖化対策実行計画との整合性を取るという目的でしたので、35%という数字だと思うのですが、目標値を引き上げてほしいという意見も複数ありました。令和9年度からの次期環境基本計画、温暖化対策ですね、環境基本計画の改定時に、目標値の引上げなどは今後可能なかどうか、それとも難しい数字なのかどうか、今後のことが気になりまして、質問したいと思います。

○川合会長 それでは、温暖化対策課からお願いいたします。

○山井温暖化対策課長 お答えいたします。

目標値の引上げにつきましては、当然計画を新たに策定し直して、9年度から5年間の目標をつくるわけでございますので、それに当たって新たな考え方で計画を見直すということですので、その中で目標値というのが変わってくるということはあるかと思えます。

一方で、温室効果ガスの削減目標に関して申しますと、この個別計画として、地球温暖化対策推進法に基づいて策定が義務付けられている県の地球温暖化対策実行計画ですね、そちらで主には定めるような形になっております。そのタイミングもありますけれども、県で定める実行計画の中でいろいろと御議論をいただいて、その中で目標値が幾つということが、ある程度方向性が決まれば、それは

環境基本計画とも整合していくものになると思いますし、その中で今の46%という目標が維持されるのか、それともさらに上を目指していくことになるのかというところについては、今後検討していくことになるのかなと思います。

御意見としては、もっと高い目標設定をと、それからパリ協定の求める1.5℃目標に整合したような計画をということは、多く意見が寄せられておりますので、今後の計画策定の中で参考にさせていただきます。

以上です。

○川合会長 橋本委員いかがでしょう。

○橋本委員 今後の温暖化対策実行計画の議論の中で、今回のパブリックコメントの御意見も考慮して考えていただけるとのことだと思われましたので、とてもうれしいと思いました。よろしく願いたします。

○川合会長 それでは、今リモート参加されている小川委員が挙手されているということなので、小川委員、御発言をお願いいたします。

○小川委員 川合会長、ありがとうございます。音声聞こえておりますでしょうか。

○川合会長 はい、大丈夫です。

○小川委員 ありがとうございます。先ほどの野本委員の発言に関連するのですけれども、温暖化対策というのは、全員が対策することで初めて効果を発揮すると考えております。その中で、やはり人々の行動という、消費者、一人一人の県民の行動が一番重要になってくるかと思えます。例えば環境に優しい製品を買うというのも、最終的には消費者ですし、そういうニーズがあるからこそ、産業も環境に優しい製品を作ることができる、売ることができる。そういった意味では、この点というのは非常に取組をしなければならない分野だと思っております。

他方で、一番取組が難しい分野だと思っております。産業ですと、規制をかけたり、あるいは補助金などで少ないステークホルダーに規制をかけるということが出来る一方で、一人一人は、本当に何万人もいる人たちをどうするのかという、これは国の政策でも、国民の各界各層の取組を推進していくのが一番難しいというのは、もう20年以上苦勞というか、試行錯誤しているというような状況です。

その中で、20年やってきて、何が重要かなと考えたときに、まず情報を与えて啓発していくのはすごく重要だと思います。ただ、一度にたくさんの情報を与えると、むしろ何が何だか分からなくなるというのも行動経済学でも明らかになっていて、要はどの情報を与えるのが一番今は有効なのかということを見極める。むしろ情報がたくさんあると意思決定ができなくなるという、悪循環になってしまうというような分析もあるので、そういった意味では今何が重要なのかというようなことを見極める必要があると思っております。

どこかの国だか忘れてしまったのですけれども海外の文献で読んだのは、例えば埼玉県さん、学校での取組もすごく積極的にやっているというようなことだったのですけれども、学校でそういう省エネプログラムをして、子供たちが行動することによって、それが家庭に帰ったときに、家庭にちゃんと伝えて、家庭でどうやったら省エネになるのかというのをしっかりと分かりやすく教えたら、家庭

での実施率も上がったのだというような報告もありました。そういった意味では、まず学校教育の中で子供たちに、いかにして分かりやすく伝えるのかというのは是非やっていただきたいなと思いました。

あと、2点目のアプリのお話も御指摘があったのですが、先ほどの野本委員からも出ていたのですが、アプリというのはすごく皆さん、デバイスの中に入って便利なので、これをうまく使うということもいいなと思っています。情報をしっかりと精査して、多分SDGsのアプリに入っているけれども、皆さんちゃんと使い方が分かっているのかというようなところも含めて、分かりやすく使ってもらえるように、そしてその利用率をちゃんとトラックして行って、もし増えていなかったら、では何かどこかでバリアがあって、普及が進まないのだという分析もできるので、ここはしっかりとトラックしていく必要があるかなと私も感じました。

以上でございます。ありがとうございます。

○川合会長 御意見ということかと思いますが、県から何かございますか。温暖化対策課、お願いいたします。

○山井温暖化対策課長 ありがとうございます。学校教育であるとか、県民の方々の、まさに御指摘されているのは行動変容、今まで普及啓発、広く知ってもらうという段階から、行動を変容してもらう段階になっていると。これは、国の方でも施策を進めていく上で特に最近意識していると聞いておまして、具体的にどうやったら行動を変えてもらえるのかというようなところも、我々としても意識を重く置いて取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○川合会長 小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 ありがとうございます。ぜひ埼玉県からいろいろな取組をして、これが全国によい事例として水平展開できると、とてもいいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川合会長 それでは、続きましてほかの委員の方々いかがでしょうか。質問、御意見などございましたら、お願いします。

大河内委員、お願いいたします。

○大河内委員 どうも御説明ありがとうございます。質問2つとお願いが1つございます。

まず、質問としては、ここには温室効果ガスの排出量削減率と書いてあるのですが、一般的に温室効果というとCO₂ばかりイメージしがちです。埼玉県のホームページを見ますと、埼玉県内の温室効果ガス排出ということで、個別に物質ごとに書かれています。その中で、CO₂の次に多いのがハイドロフルオロカーボンですね、HFC。これが2007年からずっと増えてきているのですよね。ほかのCO₂やメタンに関しては、排出削減ができていますけれども、HFCに関しては、排出削減が全くできていないという状況にあるので。

このハイドロフルオロカーボンというのは、地球温暖化指数と言うとCO₂の100倍から1万倍ぐらゐの温室効果があると言われているので、やっぱりこれの削減をしなければならないのではないかなと思っています。これについてどのような対策を取ろうとしているのか教えていただきたい。

それに関連してなのですが、ホームページ上にはCO₂換算で濃度が出されているのですが、ハイドロフルオロカーボン濃度をどのようにCO₂濃度に換算したのか、これはちょっと基

本的なところですが、そこを教えてくださいというところで、これが2つの質問です。

もう一つ、お願いということでは、今回排出削減を24%以上から35%にするということ、これは非常に素晴らしいことだと思うのですが、こういう目標値を上げたことによって、どれくらい地球温暖化の対策に貢献したのかという。排出量だけを見るのであったら、それが本当に効果が上がったのかどうか分らないのです。検証が必要ではないかと考えていまして、これはなかなか難しいのです。

例えばCO₂とかメタンの場合には、排出削減する。まずこれが一番大事なのですが、一方で、吸収する、例えばCO₂であれば、空気中にあるCO₂を吸収して削減するということもできる。それがよく言われているところで、森林を使うというところがあると思うのですが、そういった吸収量も含めてですね。実際それだけ削減したことによって、どれだけ温室効果ガスというか、地球温暖化の対策に寄与したのかという。この温室効果ガスを削減しただけではなくて、実際に地球温暖化の対策として効果があったのかという検証ができるのであれば、これは難しいのですが、非常に素晴らしいことだと思いますので、ぜひそういった検証もしていただきたいというところになります。

以上です。

○川合会長 それでは、まず質問としてはHFCに関してですね。

それでは、大気環境課からお願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課から、フロン類の排出抑制についての件について回答いたします。

確かにフロン類は、今唯一増加しているという状況ではあるのですが、県のデータではまだですが、国のデータでは、昨年の4月に発表した数値だと、排出量は若干下がったということが出ています。ただ全体の流れとしては、今のところ増えているという状況になっております。

フロン類の排出が増えているというのは、使用しているときに適正に管理することと、機器を廃棄するときに適正に回収することの、この2点になっております。フロン排出抑制法に基づきまして、フロン類充填回収業者につきましては、立入検査を実施しております。また、管理者、一般的に使用されている方々に対しまして、県としては普及啓発と、それから専門家を派遣するような事業を今やっております、普及啓発、それから適正管理をするということで、使用時の漏えいを防ぐというようなことをしております。

それから、廃棄時につきましては、建設リサイクル法所管部署と環境法令所管部署と一緒に、建屋の解体をするようなときに届出が来ますので、そこに合わせて、きちんと適正に回収なり処理をしているかというようなことも確認するような立入検査もしていまして、そういったことをトータルで、大気中への漏えいを防ぐということを今実施している状況です。

以上です。

○川合会長 続いて、温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 フロン類の温室効果ガス算定の方法でございますけれども、全国ベースで各フロン類の排出量が公表されておまして、それを基に国も温室効果ガスの排出量を算定しております。県別の数値というのは公表されていないので、国の数値から按分するような形で、埼玉県分とい

うのを推計いたしまして、その排出量に対して、先ほど御指摘のあった地球温暖化係数を掛けて温室効果ガス排出量の算定をしております。

それから、温暖化に対する寄与の部分につきましては、御指摘のとおり、そこが一番重要なところで、それがなっていれば意味がないではないかといえ、そういうことなのですけれども、なかなか本県の取組によって、どの程度、例えば埼玉県が下がったのかどうなのかということについては、なかなか個別に見出すというのは、すごく難しいかなと思います。

国レベル、世界レベルであれば、その排出量に対してどのぐらい影響があるかということは、シミュレーションで検討がされております。県では、環境科学国際センターに温暖化対策の専門家もおりますので、実際の影響というのはなかなか難しいですが、例えば県内の気温の状況がどうだったのかどうか、熱中症の状況はどうかとか、猛暑日の日数はどうかとか、そのような実際の状況を把握しながら発信はしていきたいと考えております。

以上です。

○川合会長 どうでしょうか、大河内委員。

○大河内委員 どうもありがとうございます。具体的に分かればですけれども、HFCの換算のときの換算係数は、幾らにしたのかということでは分かりますでしょうか。

○川合会長 どうでしょう。温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 国のガイドラインに示されております。この物質についてはこの数字、この物質についてはこの数字ということでやっているのですけれども、全てが細かく物質ごとに公表されているわけではなく、ある程度、これについてはこの数字というものを当てはめて計算をしていると聞いています。計算自体は、環境科学国際センターでやっておりますので、より詳細なものということであれば、今手元にデータはないのですけれども、説明することは可能でございます。

○大河内委員 もう少しよろしいですか。

○川合会長 どうぞ。

○大河内委員 どうもありがとうございます。HFCの場合は、これは地球温暖化、温室効果ガスと言われてはいますが、特定フロンであるCFC、HCFCは成層圏オゾンを破壊するということで、これもそういう意味でもすごく重要な物質です。世界的にこのHFCが増えてきていることが問題になってきていて、地球温暖化防止の観点でおそらく今後その辺りも禁止されていくことになっていくと思います。一方で、特定フロンについても成層圏オゾン層破壊を防止するという意味でも重要な物質だと思いますので、今後引き続き対策をお願いしたいと思っています。

CO₂濃度に関しては、埼玉県の環境科学国際センター、専門家の方がいるということなので、ぜひシミュレーションして、お見せいただくと非常に分かりやすいのかなと思いました。どうもありがとうございます。

○川合会長 では、大気環境課から。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課から補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

環境省が報告しています2022年度、令和4年度の国の温室効果ガス排出量、吸収量で、ここで初めて代替フロンの排出量が、2009年度以降初めて前年から減少したということになっております。これ

は、あくまで全国の話ではあるのですけれども、そのようなデータもございます。

以上です。ありがとうございました。

○川合会長 ありがとうございます。では、よろしいですね。

それでは、ほかの委員の方々いかがでしょうか。御質問、コメントなど。

浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 資料2、9ページのパブコメに対する県の考え方で、再エネの積極的な導入・転換というところで、太陽光発電設備という文字が6つぐらい出てくるのですけれども、この太陽光発電設備というものの、設備まではいいと思うのですが、その後の大量廃棄時代が間もなく入りますね。そのときの廃棄、リサイクル、こういったことに関してのパブリックコメントはなかったのかというのを確認です。

それと、県は、これから大量廃棄時代に入るのに対して、どういう政策、対策、そういったものが今考えられているのか、それも今後の参考のために伺いたいと思います。

それともう一つ、たしか埼玉県は「災害時等のレジリエント」となっていたはずなのだけでも、いいのです。この「レジリエンス」でいいのですけれども、これは新たにこういう考えを広く取り入れるのかなと思うのですが、災害時に向けてのレジリエンス、この件についての説明をいただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○川合会長 3点御質問ということですが、まず環境政策課からお願いいたします。

○鈴木環境政策課長 浅井委員の1点目の御質問につきまして、環境政策課から御回答いたします。

今回の県民コメントにおいては、太陽光発電設備の廃棄時のリサイクルとか、そういった関係についての御意見はありませんでした。

以上でございます。

○川合会長 では、続いて産業廃棄物指導課、お願いします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

浅井委員の御質問の太陽光発電の施設について、大量廃棄になるのではないかとということですが、それに向けて、県でもいろんな事業者さんであるとか、関係者を含めた協議会で検討しているところでございます。今サーキュラーエコノミーの関係も、資源循環推進課を中心に進めておりますので、そういうところでいろんな事業者とも意見交換しながら、より効率的にリサイクルあるいはリユースできるようにということで探っている、進めているところでございます。

以上です。

○川合会長 では、引き続きエネルギー環境課、お願いします。

○浪江エネルギー環境課長 エネルギー環境課からレジリエンス強化の部分について御説明申し上げます。

基本的に再生可能エネルギーを導入するということで、カーボンニュートラル社会を実現するというのが一つ大きな目標ではございますけれども、それと同時に、多発してきます災害時に対応するためには、住民に身近なところで、共生する形で再生可能エネルギーがあるということが災害時のレ

ジリエンスを高めるといことで、政策としては、この2つについて市町村とも一緒になって取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○川合会長 浅井委員、いかがでしょうか。

○浅井委員 ありがとうございます。太陽光設備においては、もう環境省と経産省は全然捉え方が違うということが大事なのですね。経産省もやっと、太陽光発電設備をリサイクルしようというのは方針として打ち出されていますよね。埼玉県もどんどん進めていくことが、素晴らしい県の、全国に先駆けて県独自のリサイクル、そういったことを理解していくことを御提案します。

一般質問でいずれしたいと思っています。重要なのです。今日この場では、有害物質も使われているということまでもうはっきり分かってきてしまっていますので、そういったことを考えると

実は我が国が今世界でトップランナー、走っていると言われている太陽電池、原料はヨウ素。日本中どこにでもある。これが今とても脚光を浴びて、発電量も多いし、どこでもつけられる。カーブしている。車の屋根にもつけるというメーカーも出てきておる太陽電池、フィルム型発電。

私たちも、自然再生・循環社会対策特別委員会で、今月の29、30日、その最も進んでいるところに視察に行きます。翌日は、太陽光発電の、もうリサイクルできないのではないかという大変な設備もリサイクルするということと、2か所視察に行ってきます。それをよく調べて、来年度になると思うのですが、質問させていただきたいと思います。今からよく対策を考えていただければ。これは、確認とお願いでございます。

以上です。

○川合会長 引き続き県のほうでも対応、また検討を重ねていただければと思います。

それでは、ほかに委員の皆様方、質問、コメントなどございましたら。

岡山委員、お願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。すみません、ちょっとこれまで欠席が多かったので、とんちんかな質問なのかもしれないのですが、教えてください。

資料1で、今日の議題でもあるのですが、中間見直しのこの段階において、令和8年の目標値を変更するというのが1つ目で、それもかなり大きく、目標値24%の削減を35%まで伸ばすということですね。目標達成年度まであと2年しかないといったところで、ここまで目標値を上げるということについて、先ほど来、野本委員からも橋本委員からも、どうやってという話があったかと思えます。その回答を、聞いていて腑に落ちないのです。

というのも、あと2年で、今現行は16.6%の削減であるところを、ほとんど倍以上に伸ばすというには、この2年間でよほどのことをしなくてはならないのではないかと当然ながら思われるのです。それで、どうするのですかという橋本委員の質問に対しては、令和8年に削減、計画そのものを改定しますという御回答だったような気がして、そうするとこの2年間は一体何をするのでしようかということが、やっぱりどうしてもわかりません。

例えば質問の中でも、資料2、8ページを見てもみますと、確かに最初のところには、もっと野心的な目標をといことで、それに呼応しているというのは分かるのですが、その次のところで、例えば

再エネをどのくらい導入したかとか、ZEHをどのくらい増やしたかといったものも、指標に加えてはどうかという質問があるのですよね。これについて、指標は加えませんと書かれてはいるものの、削減率を算定するに当たって、重要な数字になりますから、当然ながら指標ではないものの、算定には使われているのが何かだと思われるのです。

同じくその方策という意味で言うと、先ほど浅井委員からも質問がありましたけれども、太陽光発電だけではなくて、小水力やバイオマス発電などの再生可能エネルギーによる発電ですね、緩和策になりますけれども、こちらも補助は行っていますとあるのですが、これは何か発電事業に対する補助なのか、それとも再エネ電気への切替えの補助なのかちょっと分かりづらい。それに対してどのくらいの補助があるのか。金額だけのものではなくて、例えば小水力なのですが、土地改良区さんなどで行おうとした場合には、資金よりも知見が足りないということもあります。そういったところに対しても、どのくらいのアドバイスなどサポートをされるのかとか……。

その次の10ページもそうかな。断熱もすごく重要ですよ。この断熱に対しても、ぜひLow-Eガラスなどなどの導入に対しては、積極的に進めていくべきだと思います。しかしこの中には、今度は、パンフレットなどを配りますといった普及啓発に特化してしまっていて、とはいえ具体的には多分これは補助金がなければ進まないと思うのです。こういったもので、この2年間の間で補助金などを入れて、予算のことがありますから、議会には大変申し訳ないのですけれども、それをもって、どの程度削減率を上げるのかといった具体的な何か方針が、この中に含まれていると非常にいいなと思いました。

レジリエンシーみたいな話もありましたけれども、太陽光もペロブスカイトなど、もう今後、来年以降は導入を進めることもできるかと思えますし、それについても具体的にどのように進められるのかといった方針があれば、お話し、お答えいただきたいなと思えます。

以上です。

○川合会長 温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 御質問にお答えいたします。

県の地球温暖化対策の全体的な、詳しく書いてある計画というのは、先ほど申し上げたこの環境基本計画の下位計画になるのですけれども、地球温暖化対策実行計画というもので定めているところでございます。その実行計画というのは、令和5年の3月に改正をしております、その改正内容が、2030年までに46%削減という目標を、その時点で設定をしております。今回の環境基本計画の見直しにつきましても、ちょっとタイムラグがあるのですけれども、その5年度に改正した計画と整合させるということでございますので、残り2年のタイミングで上げるということではなくて、令和5年度の段階で上げたものに今回整合させるということですので、残り2年しかないとかということではないというのが一つでございます。

それから、様々な具体的な方針とかということに関しては、地球温暖化対策実行計画の中には、一定の表現で記載はしてあるところでございますけれども、おっしゃるとおり補助金みたいなもので後押しをすとか、そういったことが必要だと考えているものについては、県の予算を、ここに記載しているように、ほとんど県民に対する、県民、事業者に対する直接的な補助ですね。自家消費型の

太陽光発電とかの導入に対する補助金という形で、仕組みというか、取り組んでいるところでございます。

断熱に関しては、やはり県としての補助というのは今やっていないのですけれども、国の方で補助金というのは多くやっているというところもございまして、そこに関しては、現在の取組としては、そういう普及啓発の部分と、あと制度的に行っている部分についても、ここに記載があると思いますけれども、それは関連部局のほうで取り組んでいるところでございます。

あと、指標に関して申し上げますと、指標についても、この地球温暖化対策実行計画の方に、指標として15の指標というのを定めておりまして、そちらのほうは毎年、毎年進捗を管理して、公表する形で進行管理を行っているところでございますので、そこに関しては、今回環境基本計画のほうで指標の追加ということは行わないのですけれども、地球温暖化対策実行計画のほうに指標を定めておりますので、そちらで管理するという事で御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○川合会長 どうでしょうか、岡山委員。

○岡山委員 ありがとうございます。目標値が、2030年、令和12年度に46%削減ということは承知しています。なので、それを引っ張ると、だからこれをもっと、4年後には削減割合はもっと右肩上がりになるわけです。しかし、このグラフを見るにつけ、ここからどうやってV字に上げるのかといったところは、誰がどう見ても、大変不安になるような実績ですよ。ですので、それについて、それをどうV字回復させるのかということについて、やはり多くのコメントが集まったのではないかと思いますし、私もそう思っているわけです。

15の指標も、例えばここに書いてあるところでいっても、家庭の電力使用量といったものだけをただ観察しているだけでは、多分下がらないのではないかなと思うわけです。なので、積極的に、例えば家庭において、特に暖房と冷房について減らすには、非常に効果的なのはやはり断熱なのです。そこを増やしていかなければ、減る余地がない、要素がないではないですか。といったところが噛み合わさっていないような気がして、だからこのままでは、何かやっぱりそのまま、トレンドどおり右肩下がりにってしまうのではないかという不安を感じるわけです。

ですので、もう少し具体的に、こうやって減らしていきますといったところが、計画の中にも、現行の計画がこうですからというだけではなくて、今そこに入れていかないと、気候危機の進展状態に多分間に合わないというような気がしますので、何かそういったメッセージがあるといいなという、そういう希望です。

以上です。

○川合会長 では、温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 回答がちょっとずれてしまいまして、申し訳ありませんでした。

御指摘のとおり、この進捗というのは、我々も毎年算定をして、把握をして、46%削減に対して厳しい状況であると、全く予断を許す状況ではないというのは強く認識をしているところでございます。

それに対して、どうやって削減を進めていくのかということに関しては、ちょっと家庭部門、

断熱ではないですけれども、例えば事業所の再生可能エネルギーだとか、省エネ設備の導入というところに関しましては、ここ2年、30億円規模で補正予算を組みまして、国の予算も入っているのですけれども、そういった形で、この遅れぎみであるというところをどうにかして削減、目標の達成に結びつけるような新たな施策というのを打っているところでございます。

さらに、そのほかにも、予算の制約がもちろんありますので、その中でどうやって効率的に、先ほど申し上げた行動変容につなげていけるのかというところというのは、取り組んでいるところでございます。御指摘のとおり、住宅の断熱というところは、非常に今後の課題であると認識しておりますので、10ページにも書かせていただきましたが、環境部としては、一般県民の方に断熱のやり方とかというのをより理解していただくという観点で、新たに取組としてワークショップを始めるなどに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○川合会長 岡山委員、いかがでしょうか。

○岡山委員 ありがとうございます。いろいろ言うと長くなりますが例えば太陽光ではなくてバイオマスというのも、おそらく埼玉ですから、森林バイオマスのほうを意識されているのではないかなと思います。個人的には森林バイオマス発電はあまりよくないと思っていますけれども、しかしながらもしそれを進めていくのであれば、できるだけ森林管理とセットで行えるような、埼玉県の木をきちんと管理していく方向で考えていただきたいです。出てきた木材をエネルギー化する。本当は材として使ったほうがいいのですけれども、それとともに森林をきちんと再生していくことでCO₂吸収量を上げていくといった、方策として進めていかれることを期待したいと思います。ありがとうございました。

○川合会長 県からの回答はよろしいですか。

それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか、御意見、御質問。

朽木委員、よろしく申し上げます。

○朽木委員 質問になるかとは思いますが、今回温室効果ガスの、この目標はすごくいいと認識してはいるのですが、環境基本計画の中で、EV車とかの目標のところ、新車の販売台数とかというのがありますが、もしかすると実行計画のほうで、ほかの指標とかも掲げているのかもしれないのですけれども、埼玉県のエV車とかの普及台数と言うと、資料によると、2009年から23年で2万5,000台ぐらいが現在普及台数になっているかと思うのですが、県民1人当たりとかの換算でいくと、あまり台数としては多くない指標かと思います。

EV車とかの販売台数にプラスして、例えば、充電設備の普及率ですとか、そういったことも実行計画とかの具体的な別途目標みたいなものがあるのかなのかだとか、その辺がもしあるようであれば、具体的に教えてください。また、この先の基本計画とかの中で、新たに目標設定する予定とかがあるのか教えてください。

○川合会長 いかがでしょうか。温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 県の実行計画の指標としては、環境基本計画で定めている乗用車の新車販売台数における電動車の割合という、指標のみが電動車に関する指標です。今おっしゃったような、1

人当たりのEVの普及率であるとか、充電設備などの指標というのは現在ございません。

将来的なことに関しましては、今後計画改定のタイミング等で指標についても改めて検討はさせていただくことになるのかなとは思っておりますので、御意見は参考にさせていただきたいと思っております。

○川合会長 朽木委員いかがでしょうか。

○朽木委員 ありがとうございます。多分セットでやっぱり考えていく必要があるものかと思っておりますので、是非これからの中で御検討いただけたらと思っております。

○川合会長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方々いかがでしょうか。御意見、質問などございましたらと思っておりますが。オンラインで参加の方もいかがでしょうか。

小川委員、挙手されておりますかね。お願いいたします。

○小川委員 申し訳ありません。

1件だけ質問がありまして、先ほどの浅井委員がおっしゃられていた太陽光パネルについて、埼玉県補助金のホームページもちょっと今見ていたのですがけれども、日本製に限るとか、そういったことは決めていらっしゃるのでしょうか。というのも、やはり海外製のパネルがすごく多くなってきて、特にある一定の国にすごく偏っている現状で、さらに太陽光パネルを増やしていくと、多分二、三十年後に違うエネルギーセキュリティー問題が出てくるので、この点について、日本製の技術、日本のメーカーのものを増やしていくのは必要だと私は思うのですがけれども、埼玉県さんとしていかな対策を取られておられるのでしょうかという質問です。ありがとうございます。

○川合会長 エネルギー環境課、お願いいたします。

○浪江エネルギー環境課長 御質問ありがとうございます。現時点において、日本製に限るというようなことで補助金を出しておるわけではございません。御家庭、私どもとしましては、補助金出すときに、個人の所有のものになりますので、できるだけ多くの再生可能エネルギーを導入していただきたいという意図から、それぞれの家庭の経済状況に応じて、私どもの補助金を有効に活用いただいて、再生可能エネルギーを導入していただくというスタンスで補助を出しております。

以上でございます。

○川合会長 小川委員いかがでしょうか。

○小川委員 ありがとうございます。人々が、どの程度温暖化に対してお金を払ってもいいのか。将来のエネルギーセキュリティーも踏まえて、今がよければいいというのではなくて、将来価値を、今ちゃんと払えるかどうかというところの理解も、多分もっと進めていく必要があるというふうには感じました。

以上です。ありがとうございます。

○川合会長 エネルギー環境課、お願いします。

○浪江エネルギー環境課長 1点補足でございます。

周辺の情報等になりますけれども、やはりパネルについては、いろんな懸念もございます中において、県としては、県民の方々、安心して工事していただけるように、県内事業者に限ってこの工事を請負っていただくということで、しっかりと実績のある、登録していただいた事業者様の中から選んで、工事をしてくださいねということで補助金の活用を推進しておるところでございます。

委員御指摘の御助言、大変ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○川合会長 よろしいでしょうか。

それでは、引き続きほかの委員の皆様いかがでしょうか。質問、御意見あればと思いますが。

細沼委員、よろしくお願いします。

○細沼委員 温室効果ガスの削減で、他県と比べると埼玉県が多少低いということ。最初の頃に、アプリを使ったり、ポイント制とかというお話もあったのですが、具体的にそれがうまくいっている事例とか、他県の自治体とか、そういった自治体の参考例があったら教えていただきたいと思います。

○川合会長 いかがでしょうか。温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 県民というか、一般の方へのポイント制度ということだと、東京都さんとかは、省エネ家電の導入に際して、これは補助金のようなものですが、今デジタル通貨みたいなもので、ポイントとして還元をするというような事業を進められていると聞いております。そういうものは数億円、数十億円の予算もあつという間になくなってしまふというようなお話も聞いていますし、アプリというものと、やはりいろんな都道府県でも、そういう、環境にいいことをしたらポイントがつかますよみたいなアプリというのをやっているという例があると伺っております。どの程度効果が出ているのかとかというところまで、詳しくデータとして持っているわけではないですが、市町村レベルであるとか、そういったところであるとか、都道府県レベルでも、そういうものを取り組んでいらっしゃるというところがあるというのは伺っております。

○川合会長 どうでしょう。細沼委員。

○細沼委員 東京だとやっぱり予算がたくさんあるので、近隣の県と比べるとちょっと、まねはなかなかできない。例えば大阪の周りだったら兵庫県とか岡山県とか、この辺であれば関東で、そんな似たような予算が取れるところで事例があったら、もしそれをまねできるのであれば、やれたらいいかと、一県民として考えたのですけれども。

○川合会長 温暖化対策課、お願いします。

○山井温暖化対策課長 ありがとうございます。東京都はなかなか、ちょっと違うレベルでいろんな取組をされているというのは御指摘のとおりかと思ひます。御指摘のとおり、埼玉県という立場と似ている立場の都道府県であるとか、そういったところ、関東近県は、9都県市という枠組みの中で連携して取組を進めていたりしているのですけれども、他県のいい例というのは、参考にさせていただいて取組んでまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○細沼委員 ありがとうございます。

○川合会長 引き続き情報収集、また検討などしていただきたいと思ひます。

それでは、大体予定している時間は迫ってきているのですけれども、ここでやはり発言しておきたいという方がおられましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。大体御意見出していただけたでしょうか。

(発言の声なし)

○川合会長 それでは、ここまで大体まとめますと、一番初めの、例えば目標値を引き上げる。非常

によいことだと。ただし、上げたからといって万々歳ではなくて、今回委員の皆様から、また県民の皆様からも御意見いただいたように、これをどう実現するのかというところが本当に大事なところで、その点については、引き続きいろいろ検討を重ねていく必要があるということは最後にまとめておきたいと思います。

それでは、今回の諮問事項ですが、「埼玉県環境基本計画の変更」につきまして、強い反対意見や、また修正が必要であるというような意見もございませんでしたので、原案どおり答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川合会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり答申するものといたします。

以上で予定しておりました議題は終了いたしました。

最後に、委員の皆様より何か御発言ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。大河内委員。

○大河内委員 資料1、1ページ目の3つ目に関する化学物質管理に関連するところでお尋ねをします。最近、埼玉県のホームページにもありますけれども、化学物質過敏症とか香害の問題がかなり問題になってきておりました。私自身も今そういった問題に取り組んでいます。埼玉県の実態はどのような状況にあるのかということをお尋ねしたいのですけれども、個人の方からの苦情とか、相談とか、ございましたら教えてください。

○川合会長 県のほうでお答えできますでしょうか。大気環境課、お願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課からお答えいたします。

大気環境課が化学物質に関するセクションを持っているのですが、化学物質過敏症の方とか、香害の話をする方はいらっしゃるのですけれども、私どもに直接、化学物質に絡めての苦情、情報提供、お問い合わせは、ほとんど入ってきていない状況になっております。おそらく、健康被害の窓口に相談されていると思います。

特定の工場、特定の方が原因となると、環境サイドに相談されると思うのですが、特に相談を受けておりません。私どもでは、被害を訴えている方々の数字を持っているということは現状ではございません。

○大河内委員 ありがとうございます。そういった市民団体の方のところに行って講演する機会がありまして、12月中も3、4件講演してきたのですけれども、そういうところで聞きますと、小学校などで給食委員の制服持ち回りすると、家庭によってはかなり臭いがきつい柔軟剤を使っている例があって、香りに非常に弱いお子さんがいて、問題になっていることを聞いているのですけれども、埼玉県ではそういった事例はないということでしょうか。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課としては受けていないのですけれども、例えば窓口としては保健所、保健センター、医療窓口で相談を受けていたり、消費生活支援センターでもお話をいただいていることはあるかと思います。

ポスターとか、香害があるので気をつけましょうということは環境省も始めたので、私どもも周知はしているところではあります。

○川合会長 ほかに委員の方々に、この場で御発言したいということがありましたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

○川合会長 審議会中に伝え切れなかった御意見やご質問など、まだまだあるようでしたら、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、ただいまをもちまして令和6年度の第4回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(中山) ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第4回環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時52分閉会